

〇〇〇〇〇〇会
訪問型サービス B 事業運営規程

制定 令和 年 月 日

第 1 章 組織等

既に会則がある団体は、第 2 章以下の必要な内容を運営規程として別に定めてください。

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は〇〇〇〇〇〇会（以下「会」という。）と称し、事務局を（大船渡市〇〇町字〇〇〇〇番地〇号に置く。会長の自宅に置く。〇〇地域公民館に置く。）

(活動地域)

第 2 条 会の活動地域は、（大船渡市〇〇町内を基本とする。〇〇地域公民館区域内を基本とする。）

(目的)

第 3 条 会は会員相互の協力により、地域住民が主体となって高齢者の生活支援と支え合いの地域づくりの推進に資することを目的として組織する。

(活動内容)

第 4 条 会は前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 地域住民の生活支援に関する活動。（ごみ出し、電球交換・・・）
- (2) 地域課題の解決と地域の支え合い活動に関する活動。
- (3) その他目的の達成に必要な活動。

(会員)

第 5 条 会の会員は、原則として第 2 条に定める地域において、地域住民又は会の趣旨に賛同し、共に活動を行う者により組織し、会への入会、脱会は妨げないものとする。

(役員を選出)

第 6 条 会に、会長及び副会長のほか次に役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会計 〇名
- (4) 事務局担当者 〇名

2 前項に規定する役員は会員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第 7 条 会長は、会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、会の会計を担当する。
- 4 事務局担当は、第4条に規定する活動の利用者に係る受け入れ調整、利用開始後の利用者からの相談等を担当する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第2章 サービスおよび利用者負担

(サービス内容)

第9条 活動の概要として、活動内容、活動回数、活動者名簿、利用者負担額を定め、市へ届け出るものとする。

(利用者の受け入れ)

第10条 利用者については、地域包括支援センター等が実施するケアマネジメントを経て受け入れを行うものとする。

- 2 事務局担当者は、利用者の状況を把握し、適切なサービスが提供できるよう配慮するものとする。

(利用者負担額等)

第11条 サービス提供に係る経費の一部について、利用者から別表1のとおり負担金を徴収する。

- 2 負担金は利用の都度、〇〇で受け取り、利用者に対して領収書を発行する。

(経費)

第12条 サービス提供に要する経費は、利用者負担金、市補助金及びその他収入をもって充てる。

(衛生管理等)

第13条 会は会員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(事故発生時における対応方法)

第14条 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や家族に連絡する等の措置を講じるものとする。

- 2 事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置に

ついて記録するものとする。

(個人情報保護)

第 15 条 会員は会の運営及びサービス提供により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は当該サービス提供以外の目的に使用してはならない。サービス提供終了後又は会から脱退後においても同様とする。

別表 1 (第 11 条関係)

| サービス内容 | 利用者負担額 |
|-----------|----------|
| 訪問型サービス B | 1 回につき〇円 |

附則

この運営規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。